

社援発 0421 第 1 号
障発 0421 第 3 号
老発 0421 第 1 号
こ支障 第 209 号
令和 7 年 4 月 21 日

都道府県知事
政令市・中核市長
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省社会・援護局長
（公印省略）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
（公印省略）
厚生労働省老健局長
（公印省略）
こども家庭庁支援局長
（公印省略）

「「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」について」の一部改正について

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準（平成 31 年厚生労働省告示第 66 号）の解釈、適用等については、平成 31 年 3 月 29 日付け社援発 0329 第 18 号・障発 0329 第 17 号・老発 0329 第 5 号「「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」について」により通知したところであるが、1 号特定技能外国人の訪問介護等への従事を可能とするため、本日付けで「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準の一部を改正する件」（令和 7 年厚生労働省告示第 147 号）が告示・適用されたことを踏まえ、今般、別紙のとおり改正することとしたので通知する。

- 「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」について（平成31年3月29日付け社援発0329第18号、障発0329第17号、老発0329第5号 厚生労働省社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知（抄）【新旧対照表】

新	旧
<p>第一 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が満たすべき基準（告示第2条）</p> <p>1 1号特定技能外国人を受け入れる事業所が行う業務（告示第2条第1号） 告示第2条第1号に規定する「介護等の業務」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する「介護等の業務」であって、介護福祉士試験の受験資格の認定において「介護等の業務」に従事したと認められるもののうち、技能実習制度と同様、『介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等』について」（平成29年9月29日付け社援発0929第4号、老発0929第2号）（別紙1）に示すものにおける「介護等の業務」であること。</p> <p>2 1号特定技能外国人が訪問系サービスに従事する際の遵守事項等（告示第2条第2号） 告示第2条第2号において、1号特定技能外国人が利用者の居室においてサービスを提供する介護等の業務に従事する場合における事業所の遵守事項等を列挙しているが、その具体的内容及び遵守事項等の対象となるサービス等については、「外国人介護人材の訪問系サービス従事における留意点について」（令和7年3月31日付け社援発0331第40号、老発0331第12号）を参照されたい。</p> <p>3 介護分野における特定技能協議会（告示第2条第4号から第6号まで） （略）</p> <p>4 厚生労働大臣が行う調査等（告示第2条第7号） 告示第2条第7号に規定する「厚生労働大臣又はその委託を受けた者が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務」とは、例えば、特定技能協議会が行う調査や、巡回</p>	<p>第一 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が満たすべき基準（告示第2条）</p> <p>1 1号特定技能外国人を受け入れる事業所が行う業務（告示第2条第1号） 告示第2条第1号に規定する「介護等の業務」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する「介護等の業務」であって、介護福祉士試験の受験資格の認定において「介護等の業務」に従事したと認められるものであること。 具体的には、技能実習制度と同様、『介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等』について」（平成29年9月29日社援発0929第4号、老発0929第2号）（別紙1）のとおりであること。 （新設）</p> <p>2 介護分野における特定技能協議会（告示第2条第3号から第5号まで） （略）</p> <p>3 厚生労働大臣が行う調査等（告示第2条第5号） 告示第2条第5号に規定する「厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務」とは、例えば、協議会が行う調査や、外国人介護人材相談支援事業実施団体が</p>

訪問等実施機関が行う1号特定技能外国人の受入施設に対する巡回訪問等をいうものであること。

また、同号に規定する「必要な協力」のうち、巡回訪問等実施機関が行う巡回訪問等に関する協力については、具体的には、以下の流れで行われる巡回訪問等のうち、①、②、④、⑤について協力をを行うこと。

- ① 受入事業者から巡回訪問等実施機関に対し、遵守事項等を満たしていることが分かる書類を提出する。
- ② 巡回訪問等実施機関は①で提出を受けた書類を確認し、受入事業者が遵守事項等を満たしていると認められる場合には、その旨を認定する書類を当該事業者に交付する。
- ③ 外国人が就労するために「特定技能1号」の在留資格が必要な場合にあつては、受入事業者から地方出入国在留管理局に対し、介護分野における特定技能協議会入会証明書その他必要書類を添えて、在留資格認定証明書交付申請等を行い、当該外国人に係る「特定技能1号」の在留資格を取得する。
- ④ 受入事業者は巡回訪問等実施機関の求めに応じ、当該機関に対し、巡回訪問実施前の事前質問票等を提出する。
- ⑤ 巡回訪問等実施機関は、受入事業者に適宜巡回訪問を行い、遵守事項等を満たしているか確認するとともに、必要に応じて指導等を行う。
- ⑥ 巡回訪問等実施機関は、⑤の巡回訪問で遵守事項等を満たしていないと認められ、それに伴う指導等にも従わない又は改善が見込まれない受入事業者について、厚生労働大臣への報告・情報提供を行うとともに、特定技能協議会は当該事業者について特定技能協議会からの脱退手続きを行う等の措置を講ずる。
- ⑦ 特定技能協議会が⑥により、受入事業者の特定技能協議会からの脱退手続きを行った場合には、当該事業者について出入国在留管理庁長官への報告・情報提供を行う。

行う1号特定技能外国人の受入施設に対する巡回訪問をいうものであること。

社援発 0329 第 18 号
障発 0329 第 17 号
老発 0329 第 5 号
平成 31 年 3 月 29 日

都道府県知事
政令市・中核市長
地方厚生（支）局長 } 殿

〔一部改正〕

社援発 0719 第 1 号
障発 0719 第 1 号
老発 0719 第 5 号
令和元年 7 月 19 日

〔一部改正〕

社援発 0315 第 43 号
障発 0315 第 7 号
老発 0315 第 11 号
令和 6 年 3 月 15 日

〔一部改正〕

社援発 0421 第 1 号
障発 0421 第 3 号
老発 0421 第 1 号
こ支障 第 209 号
令和 7 年 4 月 21 日

厚生労働省社会・援護局長
（公印省略）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
（公印省略）
厚生労働省老健局長
（公印省略）

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び
特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令
の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑み
て当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」について

介護分野における在留資格「特定技能」による外国人材の受入れについては、

- ・ 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）
- ・ 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成 30 年 12 月 25

日閣議決定)

- ・ 介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成30年12月25日閣議決定）
- ・ 「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省）
- ・ 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）
- ・ 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令（平成31年法務省令第7号）

その他関係法令等の規定に基づき実施されるところ、本年3月15日に、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」（平成31年厚生労働省告示第66号。以下「告示」という。）が別添のとおり示され、本年4月1日から適用される。

ついては、告示の解釈、適用等については下記のとおりであるので、御了知願いたい。また、各自治体におかれては、貴管下市町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底方をお願いする。

記

第一 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が満たすべき基準（告示第2条）

1 1号特定技能外国人を受け入れる事業所が行う業務（告示第2条第1号）

告示第2条第1号に規定する「介護等の業務」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する「介護等の業務」であって、介護福祉士試験の受験資格の認定において「介護等の業務」に従事したと認められるもののうち、技能実習制度と同様、「『介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等』について」（平成29年9月29日付け社援発0929第4号、老発0929第2号）（別紙1）に示すものにおける「介護等の業務」であること。

2 1号特定技能外国人が訪問系サービスに従事する際の遵守事項等（告示第2条第2号）

告示第2条第2号において、1号特定技能外国人が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する場合における事業所の遵守事項等を列挙しているが、その具体的内容及び遵守事項等の対象となるサービス等については、「外国人介護人材の訪問系サービス従事における留意点について」（令和7年3月31日付け社援発0331第40号、老発0331第12号）を参照されたい。

3 介護分野における特定技能協議会（告示第2条第4号から第6号まで）

介護分野における特定技能協議会の構成員となるための加入手続きについては、厚生労働省のホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html）を参照

すること。

4 厚生労働大臣が行う調査等（告示第2条第7号）

告示第2条第7号に規定する「厚生労働大臣又はその委託を受けた者が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務」とは、例えば、特定技能協議会が行う調査や、巡回訪問等実施機関が行う1号特定技能外国人の受入施設に対する巡回訪問等をいうものであること。

また、同号に規定する「必要な協力」のうち、巡回訪問等実施機関が行う巡回訪問等に関する協力については、具体的には、以下の流れで行われる巡回訪問等のうち、①、②、④、⑤について協力を行うこと。

- ① 受入事業者から巡回訪問等実施機関に対し、遵守事項等を満たしていることが分かる書類を提出する。
- ② 巡回訪問等実施機関は①で提出を受けた書類を確認し、受入事業者が遵守事項等を満たしていると認められる場合には、その旨を認定する書類を当該事業者に交付する。
- ③ 外国人が就労するために「特定技能1号」の在留資格が必要な場合にあっては、受入事業者から地方出入国在留管理局に対し、介護分野における特定技能協議会入会証明書その他必要書類を添えて、在留資格認定証明書交付申請等を行い、当該外国人に係る「特定技能1号」の在留資格を取得する。
- ④ 受入事業者は巡回訪問等実施機関の求めに応じ、当該機関に対し、巡回訪問実施前の事前質問票等を提出する。
- ⑤ 巡回訪問等実施機関は、受入事業者に適宜巡回訪問を行い、遵守事項等を満たしているか確認するとともに、必要に応じて指導等を行う。
- ⑥ 巡回訪問等実施機関は、⑤の巡回訪問で遵守事項等を満たしていないと認められ、それに伴う指導等にも従わない又は改善が見込まれない受入事業者について、厚生労働大臣への報告・情報提供を行うとともに、特定技能協議会は当該事業者について特定技能協議会からの脱退手続きを行う等の措置を講ずる。
- ⑦ 特定技能協議会が⑥により、受入事業者の特定技能協議会からの脱退手続きを行った場合には、当該事業者について出入国在留管理庁長官への報告・情報提供を行う。

第二 1号特定技能外国人の配置基準上の取扱いについて

1 介護報酬及び障害福祉サービス等報酬上の配置基準の取扱いについて

介護分野の1号特定技能外国人については、法令に基づく職員等の配置基準において、就労と同時に職員等とみなす取扱いとしても差し支えないものであること。ただし、一定期間、他の一定の経験のある職員とチームでケアに当たる等、受入施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保するための体制をとることを求めることとする。

2 診療報酬上の配置基準の取扱いについて

介護分野の1号特定技能外国人が、看護補助者として病院又は診療所において看護師長及び看護職員の指導の下に療養生活上の世話等の業務を行う場合における看護補助者の配置基準においては、当該1号特定技能外国人を員数に含めて算定しても差し支えな

いものであること。